

人事院公示第15号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成21年人事院公示第8号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和8年4月1日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 (略)	一 (略)
二 人事院規則8—12に規定する次に掲げる事項	二 人事院規則8—12に規定する次に掲げる事項
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 第9条第4項の規定に基づき、人事院が定めることとされている内部部局又はこれに準ずる組織について定めること、 <u>特定機関における採用に支障があると認めること及び人事院が指定することとされている採用候補者名簿を指定すること。</u>	(5) 第9条第4項の規定に基づき、人事院が定めることとされている内部部局又はこれに準ずる組織について定める <u>こと。</u>
(6)～(32) (略)	(6)～(32) (略)

二の二・三 (略)	二の二・三 (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和8年4月1日から効力を発生する。